

妹背牛町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

I 行動計画策定の背景

1. 新型インフルエンザについて

- ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念される。

2. 国および北海道における取組

- 新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応していくため、平成24年4月、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が制定され、平成25年4月に施行された。平成25年6月には、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を作成している。
- 北海道では、平成25年10月に、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「北海道行動計画」という。）を作成している。

3. 妹背牛町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

- 妹背牛町では、平成21年9月に、世界的な大流行となった新型インフルエンザ（A/H1N1）において町が実施すべき対策を取りまとめた妹背牛町新型インフルエンザ行動計画を策定したが、今回、特措法の施行を受け、新たに妹背牛町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を作成した。

II 対策に関する基本的な方針

1. 対策の目的及び基本的な戦略

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- (2) 町民生活に及び地域経済に及ぼす影響を最小限に抑える。

2. 対策の基本的考え方

- (1) 発生前の段階では、町民に対する啓発、業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行う。
- (2) 道内発生当初の段階では、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を道が行った場合は、感染拡大のスピードを抑制することを目的とした各般の対策に協力する。
- (3) 国内外の発生当初等の病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し強力な対策を実施する。また、常に新しい情報を収集し、適切な対策を実施する。

- (4) 道内で感染が拡大した段階では、国、道、事業者等と相互に連携して、医療の確保や町民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行う。また、社会の状況を的確に把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

3. 対策の留意点

▶ 基本的人権の尊重

対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、制限等の要請が行われる場合には町民に対して十分説明し、理解を得る。

▶ 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であり、緊急事態に備え、さまざまな措置を講じることができるよう制度設計されているが、どのような場合でも法に規定する措置を講じるというものではない。

▶ 関係機関相互の連携・協力の確保

政府対策本部、北海道対策本部、町対策本部は、相互に緊密な連携を図り、総合的な対策を推進する。

▶ 記録の作成・保存

対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する

4. 被害想定

	妹背牛町	北海道	全国
人口(平成22年度)	3,462人	5,506,419人	128,057,419人
罹患者数(25%)	約870人	約138万人	約3,200万人
受診者数	※ アジアインフルエンザ並みの致死率0.53%による推計		
	約680人 (上限値)	約107万5千人 (上限値)	約2,500万人 (上限値)
入院患者数	およそ14人 (上限値)	約2万3千人 (上限値)	約53万人 (上限値)
死亡者数	およそ3人 (上限値)	約7千人 (上限値)	約17万人 (上限値)
1日当たりの 最大入院患者数	およそ3人	約4,300人	約10万1千人 (流行発生から5週目)

・ウイルスの病原性や感染力等の病原体側の要因や、人の免疫の状態等の宿主側の要因、医療環境や社会環境など複合的な要因に左右される。

・人口は平成22年度国勢調査を使用

5. 町行動計画の主なポイント

行動計画主要6項目

項 目	主 な 内 容
(1)実施体制	●政府が緊急事態宣言を発出した場合は、直ちに特措法に基づく「妹背牛町新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、全庁一体となった取組を推進。
(2)情報提供・共有	●感染予防の啓発と感染拡大防止策の実施のため、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供する。
(3)予防・まん延防止	●マスクの着用、咳エチケット、手洗い・うがいの実施等基本的な感染対策の周知 ●入院措置、健康観察等の感染症法に基づく措置 ●北海道が実施する以下の感染拡大防止策への協力 ・不要不急の外出の自粛要請 ・ 施設の使用制限の要請 等
(4)予防接種	●町民への予防接種の実施 ・緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づく全町民を対象とした接種を実施 ●特定接種 ・厚生労働大臣の登録を受けた事業者及び新型インフルエンザ等対策に携わる公務員への接種を実施
(5)医 療	●在宅で療養する患者への支援 ●北海道が実施する医療体制及び患者搬送体制等の整備に協力
(6)町民生活及び地域経済の安定の確保	●物資、資材の備蓄に努める ●要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供など）の実施 ●火葬・埋葬の特例による実施

Ⅲ 発生段階ごとの主な対策の概要

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えて体制整備をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内発生に備えて体制整備を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大をできる限り抑制 ・適切な医療提供 ・感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制の維持 ・健康被害を最小限に抑制 ・町民生活への影響を最小限化 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民生活の回復を図り、流行の第二波に備える ・医療体制、社会経済活動の回復
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画の策定 ・連携体制の確認等 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や道の動向を見極めながら、情報収集を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言発令時町対策本部を速やかに設置し、対策を推進 		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態解除宣言がされたときは、町対策本部を廃止
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・提供・共有体制の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び道が発信する情報を入手し、町民に情報提供 ・情報の受取手に応じた情報の提供 ・相談窓口の設置等 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生状況や今後実施される対策に係る情報の提供 ・相談窓口の充実強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一波の終息と第二波発生の可能性などについての情報提供 ・相談窓口体制の縮小等 	
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクの着用、咳エチケット、手洗いうがいの実施等基本的な感染対策の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクの着用、咳エチケット、手洗いうがいの実施等基本的な感染対策の実践を勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクの着用、咳エチケット、手洗いうがいの実施等基本的な感染対策の徹底を周知 ・町の施設の閉鎖について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクの着用、咳エチケット、手洗いうがいの実施等基本的な感染対策の実践を勧奨 ・道が行う患者対策、濃厚接触者対策への協力 ・町の施設の閉鎖、主催行事の中止等について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波に備え、感染拡大防止対策の見直しと改善

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・町民に、予防接種の基本的な情報について情報提供 ・登録事業者の登録手続き等への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種の準備、実施 ・町民への予防接種の準備、積極的な情報提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民への予防接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民への予防接種の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波に備えた町民への予防接種の継続
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・道への協力（医療体制の整備、医療の確保等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・道への協力（医療体制の整備、医療機関への情報提供等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・道への協力（医療体制の整備、医療機関への情報提供等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問診療、医療機関への移送等） ・道の医療に関する対策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・道への協力（体制の縮小、中止等）
町民生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者への生活支援の体制整備 ・火葬能力等の把握 ・必要物資及び資材の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的に遺体を安置する施設の確保に向けた準備 ・事業者に対し、職場における感染対策に向けた準備を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者への生活支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等） ・遺体の火葬、安置 ◆緊急事態宣言発出時 ・水の安定供給 ・生活関連物資等の価格の安定等 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者への生活支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等） ・遺体の火葬、安置 ◆緊急事態宣言発出時 ・水の安定供給 ・生活関連物資等の価格の安定 ・要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等、国からの要請に基づき対応 ・火葬炉の稼働等 	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者への必要な支援の継続 ◆緊急事態宣言発出時 ・これまでの措置の縮小もしくは中止

IV 参考 ～関連用語集～

○ 新型インフルエンザ

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないもの。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なる。

○ 緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると政府が認めた時に発する宣言のこと。